

Title	アルフォンソ10世賢王『セテナリオ』：そのイデオロギーの原型
Sub Title	El Setenario de Alfonso X el Sabio : arquetipo de su ideario
Author	瀧本, 佳容子(Takimoto, Kayoko)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2024
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション (Keio University Hiyoshi review. Language, culture and communication). No.56 (2024.) ,p.13- 30
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20241231-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アルフォンソ 10 世賢王『セテナリオ』

——そのイデオロギーの原型——¹⁾

瀧本佳容子

0. はじめに

本稿の目的は、カスティーリャ王アルフォンソ 10 世（在 1252-84）の『セテナリオ』（*Setenario*, 1252c. または 1282-84）を同王のイデオロギーが表象されたものとして捉え、その成り立ちと仕組みを論じることである。アルフォンソ 10 世は、カスティーリャ語による国内用公文書作成を常套化し、法律、歴史、科学（特に天文学）など多岐にわたる分野の書物を編纂させた。このように文芸活動を保護推進したことから、後に同王は「賢王（el Sabio）」と称され、「カスティーリャ語散文の創造者」と呼ばれるようになった。

アルフォンソ 10 世の名を冠した数々の書物の中で『セテナリオ』は特異な存在である。ほとんどの文献においてアルフォンソ 10 世は、序文においてのみ自らの声で語り、本文の内容や言語面については指針を示す編纂責任者ないしはプロデューサーとして振る舞う²⁾。しかし、『セテナリオ』では、アルフォンソ 10 世その人が本文における語り手となり、同王の個人的世界観を同書が凝縮した形で現している。

『セテナリオ』は内容が大きく異なる二つの部分から成るが、写本には欠落があるうえに未完に終わったと思われる。そして本文の一部はアルフォンソ 10 世の法律書の集大成である

1) 本稿は、科研費基盤研究 (C)「中世イベリアの多文化共生再考：アルフォンソ 10 世賢王時代に関する学際的研究」(22K00955) の成果の一部である。

2) アルフォンソ 10 世自身が『大世界史』で次のように述べている。「王が本をつくるというのは、彼が自らの手で書くということではない。そうではなくて、書物の内容を考え、それを修正し、判断し、正して、どのように成されるべきかの方法を示すという意味であって、彼は書くのではなく命じるのである。しかし、この意味において王は本をつくと我らは称するのである」(Alfonso X, (2001), *General Estoria*, tomo II, edición de Pedro Sánchez-Prieto Borja, Madrid, Fundación José Antonio de Castro, p. 393)。しかし『大世界史』では統治者や臣下の言動を指南する箇所を中心にアルフォンソ 10 世が自らの語りを口述させたと思われる記述も含まれてはいる (Sánchez-Prieto Borja, Pedro (2001), “Introducción” a la *General Estoria*, tomo I, Madrid, Fundación José Antonio de Castro, p. XLII)。

『七部法典』(Siete Partidas, 1256-65 および 1272-75) や『大世界史』(General Estoria, 1270c.) との共通性が高い(特に前者)。このように統合性が欠如し、他書と内容が重複していることなどから、『セテナリオ』が詳細な分析の対象となったのは、1980年代からである。また近年の研究では、『七部法典』との共通性を根拠として『セテナリオ』を法律書だと見なす従来は主流だった解釈ではなく、『セテナリオ』がアルフォンソ10世の文化政策の構想の核を具現化した作品であるという視座からの解釈が主流となりつつある。本稿では、こうした新しい『セテナリオ』研究を踏まえ、アルフォンソ10世のイデオロギー基盤が統合的に表象された作品だという視点から同書を論じる。

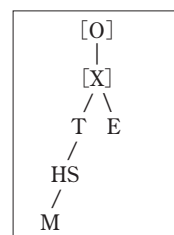
1. 『セテナリオ』について

1-1. 写本と刊本、および1980年代以前の研究概史

『セテナリオ』は108の“ley”(本稿では「条」または「条目」という語をあてる)から成り、現在までに下の4写本が発見されている³⁾。

- ・T写本(トレド司教座聖堂図書館文書館, MSS 43-20): 14世紀初頭制作, 77葉, 312 × 230mm, 『七部法典』, 『大世界史』, 「アルカラー・デ・エナーレス法令」(*Ordenamiento de Alcalá de Henares de 1348*)ほかの写本との合本。
- ・E写本(エル・エスコリアル王立修道院図書館, MSS P-II-20): 15世紀初頭制作, 105葉, 286 × 205mm。
- ・HS写本(Hispanic Society of America 〈ニューヨーク〉, MSS HC 380/89): 18世紀中葉制作, 133葉。
- ・M写本(スペイン国立図書館〈マドリッド〉, MSS 12991): 1752年制作, 204葉。

1945年に『セテナリオ』の校訂版を刊行したVanderfordによれば、T写本とE写本は失われた(または未発見の)写本[X]からの複写で、T写本がE写本より古いため校訂版はT写本に基づいている⁴⁾。さらに、Gómez Redondoらは、写本[X]はやはり未発見の原本[O]の複写であろうと推測している(右の系統図の通り)⁵⁾。



3) Vanderford, Kenneth H. (1984), “Introducción” al *Setenario* de Alfonso el Sabio, edición e introducción de Kenneth H. Vanderford y estudio preliminar de Rafael Lapesa, Barcelona, Crítica (reproducción de la edición de 1945, Buenos Aires, Instituto de Filología), pp. XLIII-L. Gómez Redondo, Fernando y Lucía Megías, José Manuel (2002), “1. Alfonso X”, en *Diccionario filológico de literatura medieval española. Textos y transmisión*, dirigido por Carlos Alvar y José Manuel Lucía Megías. Madrid, Castalia, pp.6-7. なお、本稿における『セテナリオ』の引用は上掲したVanderfordの校訂版に依拠する。

4) Vanderford (1984), pp. LI-LVII.

『セテナリオ』の校訂版は今のところ上記した Vanderford 版が唯一のもので、これより前の『セテナリオ』活字化は18世紀に始まる。1775年にTorreros y Pandoが⁵⁾、プルーシェ『自然の光景』(*Spectacle de la nature*, 1732-)西語訳の中で言及し⁶⁾、1786年にはRodríguez de Castroが序文と条目を活字にした⁷⁾。19世紀になると、1800年にRodríguezが⁸⁾、1863年にはAmador de los Ríosが言及した⁹⁾。20世紀では、1924年のGarcía Solalindeによる研究がある¹⁰⁾。前述したように、『セテナリオ』の本格的研究が始まったのは、その象徴性を論じたLapesaの研究¹¹⁾が出された1980年以降だと言える。

1-2. 概要

『セテナリオ』は全108の条目(ley)で構成されている。“ley”が法令に使用される語で、また『セテナリオ』と『七部法典』第1部には共通の部分があるため、『セテナリオ』は伝統的に法律書に分類され、『七部法典』の下書の一部または再編集の試みの痕跡だと解釈された¹²⁾。

しかし、同書は一見それぞれ特徴の異なる二つの部分(第1-11条、および、第12-108条)に分かれ、法律書としての一貫性を両方の部分に見出して評価と分析を行うのは難しい。第一の部分にあたる最初の11条のうち、第1条から第10条までは5条ずつに分けることができ、第1-5条では君主の模範について、第6-10条では王国について、綿密に計算された論理が展開される。ここで最も目立つ特徴は、アルフォンソ10世の父フェルナンド3世(在1217-52)の数々の美点が讃えられていることである。これら11条の内容を要約すると下のようになる。

5) Gómez Redondo y Lucía Megías (2002), p.7.

6) Terreros y Pando, Esteban (1775), *Espectáculo de la naturaleza*, t. XIII, de Noël-Antoine Pluche, Madrid, Gabriel Ramírez, pp. 276-284.

7) Rodríguez de Castro, José (1786), *Biblioteca española*, tomo segundo, Madrid, Imprenta Real de la Gazeta, pp. 681-684.

8) Rodríguez, Miguel Manuel (1800), *Memorias para la vida del santo rey D. Fernando III*, Madrid, Viuda de Don Joaquín Ibarra, pp. 216-226.

9) Amador de los Ríos, José (1863), *Historia crítica de la literatura española*, tomo III, Madrid, Imprenta de José Rodríguez, pp. 482-483.

10) García Solalinde, Antonio (1924), “Un código misceláneo con obras de Alfonso X y otros escritos”, en *Revista de Filología Española*, t. XI, pp. 178-179.

11) Lapesa, Rafael (1980), “Símbolos y palabras en el *Setenario* de Alfonso X”, en *Nueva Revista de Filología Hispánica*, pp. 247-261.

12) この立場を代表するのは、Craddock, Jerry R. (1986), “El *Setenario*: Última e inconclusa refundición alfonsina de la primera Partida”, en *Anuario de Historia del Derecho Español*, No. 56, pp. 441-466、および Martin, Georges (2006), “De nuevo sobre la fecha del *Setenario*”, en *e-Spania*, No. 2, (2024年9月10日閲覧) <https://journals.openedition.org/e-spania/381>.

- 第1条. 神の名前を表すアルファとオメガの七文字について。
- 第2条. 父（フェルナンド）も子（アルフォンソ）も名前が七文字であることについて。
- 第3条. 『セテナリオ』編纂がもたらす善について。
- 第4条. フェルナンド王が息子アルフォンソに施した善について。
- 第5条. 神がフェルナンド王に与えた七つの美德について。
- 第6条. フェルナンド王の善き七つの習慣について、そして、これらが宮廷全体の美德となることについて。
- 第7条. 上記の社会秩序によって騎士は統合されうることについて。
- 第8条. フェルナンド王は何において自分が神の僕であり友であると示したかについて。
- 第9条. 領土拡張にあたって神がフェルナンド王に施した恩恵について。
- 第10条. セビーリャ王国の善性について。
- 第11条. 書名が『セテナリオ』である理由について。そして、王国統治のためには七学芸の体系に基づいた知を構築することが必要であることについて。また、『セテナリオ』編纂の経緯について（死の床にあるフェルナンド3世が法の一大体系の編纂を着想して実現を息子アルフォンソに託した）。

第1条から第5条においては、フェルナンド3世からアルフォンソ10世への継承について述べられる。まず、『セテナリオ』を着想したのは父で、息子が引き継いで完成させるよう遺言されたという経緯が述べられる。次いで、父の美德が列挙されるが、その父により善を施され、同じ七文字から成る名前を持つ息子も、美德や思考の本質において父と一致していると述べられる。このように、アルフォンソ10世は父の統治に自分のそれを結びつけて連続性を創出する。続く第6条から第10条では、王が王宮を維持して王国を治めるために必要な王国組織化の術が示され、一種の君主の鑑を構成している。そして第11条では、知が王国統治には必須であるという前提のもと、『セテナリオ』編纂が七学芸に結びつけられ、その結果、普遍的知の地平に位置づけられる。そして最終的に、『セテナリオ』編纂を継承することは、政治行動の裏打ちとなる知が父から子へ引き継がれる証であるという主張がなされる。

第12条から第108条では、下のような宗教関連事項が示される¹³⁾。

- 第12条-39条. 古代の偶像崇拜派について
- 第40条-42条. 信仰について
- 第43条-69条. 偶像崇拜派の正統化

13) Vanderford (1984), p. XXVII.

- 第 70 条-76 条. 秘蹟一般
第 77 条-87 条. 第一の秘蹟（洗礼）
第 88 条-95 条. 聖油について
第 96 条. 第二の秘蹟（堅信）
第 97 条-103 条. 第三の秘蹟（告解）
第 104 条-108 条. 第四の秘蹟（聖体拝領）

ここで特徴的なのは異教に関する事項が目立つことであるが、これはアルフォンソ 10 世のみならず、この時期のイベリアにおけるイスラーム文化の影響が強まっていたことが影響したと思われる。アルフォンソ 10 世の文化政策のもとになっているのは、1085 年に回復されたトレドを中心に、イスラーム圏からもたらされたアラビア語文献の翻訳活動、いわゆる「トレド翻訳学派」（Escuela de Traductores de Toledo）にある。そのため、1250 年代に編纂されたのは、まず、『宝石論』（*Lapidario*, 1250c.）、インドに起源を持つ説話『カリーラとディムナ』（*Calila e Dimna*）翻訳（1251c.）、『星々の徴候の書』（*Libro conpilado en los indizios de las estrellas*）翻訳（1254 開始）をはじめとする数々の天文学書の翻訳などの、イスラームによりもたらされた文献のカスティーリャ語への翻訳・翻案だった。

アルフォンソ 10 世は在位期間の全般にわたって学問・文芸を推進したが、文献編纂は在位直後の 1250 年代と末期の 1270 年代以降の二期に集中している。編纂された主要ジャンルのうち法律書も 1250 年代に編纂され、後の 1270 年代に法律書の集大成『七部法典』第二次編纂が行われた（1272-75）。『セテナリオ』編纂についても、即位直後の 1252-55 年頃、および、統治末期の 1282-84 年という二つの説がある。この二つはともにアルフォンソ 10 世に対する貴族の反乱が起きた時期である。そのため、どちらの説でも、アルフォンソ 10 世が自らの権威回復を試みるためフェルナンド 3 世を引き合いに出して『セテナリオ』を編纂させたと主張する点は一致している。前者の解釈（即位直後）の方がより古くかつ優勢で¹⁴⁾、この立場を取る Gómez Redondo は、『セテナリオ』編纂が中断したのはアルフォンソが他の文献編纂により興味を持ったからだと述べている¹⁵⁾。

14) 前者の解釈を取る研究者を代表するのは、校訂版を刊行した Vanderford, 『セテナリオ』の象徴主義を初めて広範に論じた Lapesa や Gómez Redondo などである。統治末期の編纂だと 1986 年に初めて主張したのは Craddock で、Martin もこの立場を取っている。近年『セテナリオ』における象徴の解釈について先鋭的研究を相次いで発表している Puigdemongolas も同書はアルフォンソ 10 世の書物編纂活動の総括だと解釈し、従って編纂は統治末期だと主張している。

15) Gómez Redondo (2002), p. 6.

2. 『セテナリオ』：七をめぐる書

2-1. 七という数字

『セテナリオ』という書名については第 11 条「どのような理由によって我らは本書に〈セテナリオ〉という名をつけたか」冒頭で次のように説明されている¹⁶⁾。

我らは本書に〈セテナリオ〉という名をつけた。というのは本書に書かれたすべての事どもは七という数に即して整序されるからである。そして、この理由は、本書において冒頭から末尾まで、特に本条目において語られる諸理由によって示されるように、(七が)他のすべての数字より高貴だからである。

七という、世界の創造という神の業に通じる数字がキリスト教において持つ重要性は指摘するまでもないが、その起源をたどると古代バビロニアの占星術に行き着く。星座、惑星、星の運行に由来する数は神が定めたものとして畏敬され、各々の数は特有の聖なる（または邪悪な）意味を与えられた。また、マクロコスモス、ミクロコスモス大宇宙と小宇宙は結びついているという占星術の照応の原理に基づいて、同一の数によって表されるさまざまな集合体はすべて関連すると明確に定められた。このような世界観のもと、古代バビロニア以降、七という数字は知恵と敬神の数となり、天文学者たちは七つの惑星を発見し、それらの惑星は運命を決定する神々と見なされて後代に週の七日の各々を支配することになった。魂は星々から能力と欠点を受け取りながら諸惑星の天球を通って下降してきたのだと信じられ、七は他の数よりも広く一般に崇敬されることとなった。そして、主なる神ヤハウェが天地創造において週の日数と一致する数の被造物をつくり出したことによって、七という数字はさらなる正当性を与えられた¹⁷⁾。

数は宇宙の原型をなすもの、ないしは宇宙の秩序という万古不易の本質を解くための重要な鍵の一つで、従って、同一の数によって表される一定の集合体のすべて（例えば七惑星、週の七日、七つの教会など）が相関性を有すると見なされた。そして、こうした数が聖書の随所に確認されることから、その正当性には疑問の余地はなかった。この観念はあらゆる学問分野に行き渡り、同一の数によって示される集合体同士の関連性が熱心に探し求められた。神学的には人間の意志と知性に対する星辰の影響は否定されたが、肉体的人間としては天体の影響を受

16) Alfonso X (1984), *Setenario*, edición e introducción de Kenneth H. Vanderford y estudio preliminar de Rafael Lapesa, Barcelona, Crítica (reproducción de la edición de 1945, Buenos Aires, Instituto de Filología), p. 25.

17) ホッパー、ヴィンセント F 著、大木富訳（2015 年）、『中世における数のシンボリズム 古代バビロニアからダンテの《神曲》まで』彩流社、7 頁および 20-31 頁。

けると考えられていた¹⁸⁾。

2-2. 法再編成の必要性

『セテナリオ』第10条では、イスラームから奪還したセビーリャにおいてフェルナンド3世が行った善き政治が讃えられ、同時にその政治思想の根幹について次のように述べられる¹⁹⁾。

（フェルナンド3世は）自らの領土を、かつての状態、自らがそこから出生した諸皇帝や諸王がかつて保持していた状態に回帰させつつ、自らの事績をより高貴なものにして讃えようと欲した。そして、とりわけ七つのことにおいてそうあれかしと欲した。帝国の国是において、彼の宮廷において、彼の顧問会議において、彼の官吏において、悪しき都市法（または局地法）（*fuero*）を廃することにおいて、兵士への俸給支払において、正義において。帝国の国是に関して、自らの領土が王国ではなく帝国と呼ばれるように、自らの家系の他の者たちがそうされたように皇帝として戴冠されれば良かれと望んだ。

フェルナンド3世は13世紀第二四半世紀にいわゆる「大レコンキスタ」を進め、カスティーリャ王国の領土を南へ大きく拡大した。アルフォンソ10世も王太子として参戦し、1248年に再征服されたセビーリャを、次男サンチョと議会に背かれた自らの終焉の地とした。フェルナンド3世は、1029年にナバーラ王国のサンチョ3世（在1000-35）がカスティーリャ伯領を継承して以降、複雑な分離統合を繰り返したレオン王国とカスティーリャ王国の最終的な統合も1230年に達成した。つまり、フェルナンド3世は、イスラーム勢力をイベリア南端に攻め囲んでローマ帝国の属州ヒスパニアの再現まであと一息のところ达到了のみならず、イスラーム侵入によって統一が失われた西ゴート王の血脈の再統合も成したのである。従ってフェルナンドには、拡張した領土と再統合された血統という二つの新しい事態を前にし、刷新的政治を行って社会を再編しつつ型を与え、新しい君主の型を示すことが求められた。

上の引用に続いて第10条の述べるところによると、これら改革の早急な導入をフェルナンドに要請したのは彼が信頼を置く臣下や顧問たちだった。「しかし彼（フェルナンド）は慎重かつ明晰な人物で常に偉大な事績をせんとする態勢にあったので、熟考し、彼が勧められていたことを行うことが彼と彼の一族の善と名誉となるためには、それを行う時ではないと判断し、なぜ実行し得ないのかの十分な論拠を多く示した」。つまり、いったん理想を掲げた七分野における国政刷新を性急に行おうとせず、先祖のアルフォンソ6世（レオン王在1065-1109、カスティーリャ王在1072-1109）やアルフォンソ7世（在1126-57）のように皇帝を名乗ろうと

18) 上掲書、113-114頁。

19) Alfonso X (1984), *Setenario*, p. 22.

はしなかった。その理由は、イスラームが支配する全領土をまだ回復しておらず、また、より重要なことに、「人びとがその行動において、然るべきような状態にはおらず、自らの先祖たちが成したことに従って行うのが適切であることを、大いに逸脱したり放置したりしていた」からであった。そのためフェルナンドは、「最善かつ最適なことは、彼らが善人になり善が生ずるために、彼らが悪事を成して悪人になるような事どもから身を守るために、成さなければならない事どもを示すような書物を編纂することだと判断した」。そして、書物に編纂されたことは「完全で確かな法（*fuero e ley*）として人びとが守るように」と考えた²⁰⁾。この事業はフェルナンドの生前には完遂されず息子アルフォンソに託された。フェルナンドは死の床でアルフォンソに完成するよう遺言したのだった（第2条）²¹⁾。

法の支配と法体系再編についてアルフォンソ 10 世は『七部法典』序文で次のように述べている²²⁾。

（編纂の）主な理由は3つであった。第一に、父フェルナンド3世が法と正義に厳格で、もっと生きられるなら法律集を編纂したかったであろうが、（自分ではできないので）我らにそれを命じたからである。第二に、後代の王たちの助けと力になるように、というのは、（善き政治を行ないたいと欲する者が）王国を維持するという困難な大事業をよりよく行なうことができるように、である。第三に、人びとが道理に従って法を理解するため、そして不正や誤りを行なわないですむ方法を知り、我らに続く支配者たちを愛し（彼らに）従う方法を知るように、である。

また『法の鑑』（*Espéculo*, 1255c.）では次のように述べられている。

人間の所業は多様で、悪をなし、多くの争いや害悪をもたらすこともある。そのため、自分の民を、安寧と正義と法の中に保って守らねばならない王にとっては、人びとの対話と意思がすべて法によって合意し、善人たちが平和と正義のうちに、そして悪人たちがその悪行ゆえに法律の罰によって罰されるために、法律と合意をつくることが適宜である²³⁾。

20) *Ibid.*, pp. 22-23.

21) *Ibid.*, p. 9.

22) Alfonso X el Sabio (1555), *Las Siete Partidas*, t. I, glosadas por Gregorio López, Salamanca, Andrea de Portonaris, fol. 3v.

23) Alfonso X (1990), *Espéculo*, edición de Robert A. MacDonald, Madison, The Hispanic Society of Medieval Studies, p. 5.

ゴート人の時代にはヒスパニアの法 (fuero) は一つだった。しかし、モーロ人が領土を獲得した時、法が記されていた書物は失われた。キリスト教徒が領土を取り戻し征服を進めつつある途上で、自分たちがよしと判断するのに従い、あれらの法からいくつかの事どもを人びとはそれぞれの方法で漸次採り入れた。そしてこの故、国々において法の違いが生じた²⁴⁾。

このように法が乱立状態にあったカスティーリャでは、『アルフォンソ 10 世年代記』(*Crónica del rey don Alfonso Décimo*, 14 世紀前半) も伝えているように訴訟を裁くことが困難であり²⁵⁾、領土拡大と王朝再統一という新しい現実を前にしたフェルナンド 3 世にとって、法体系の再編が喫緊の課題となったのである。また、Alvar が指摘するように、13 世紀にはカスティーリャのみならずヨーロッパの多くの国で法の再編が行われた。その背景となったのは、まず、西ヨーロッパが再び手にしたローマ法の影響だった。次に、伝統的な封建主義に対する新しい文明とも言える宮廷文化の台頭があった。宮廷に集う人びとの言動には雅で新しい規範が求められ、あらゆる種類の関係性が刷新された。さまざまな宮廷の規範は、君主間で結ばれた婚姻関係によって他国や他地域に広がった。このような風潮のもと、臣下に新しい規範や法律を与えるという目的で、アラゴン、ポルトガル、また、フランス、英国、デンマーク、ノルウェー、アイスランドなどの多くの国で法の再編が行われた²⁶⁾。そこで共通したのは、次のような三つの相互補完的認識だった。まず、君主は地上における神の代理人であり、ほかならぬ神の知恵を共有することが許されること。従って君主には、神によって創造された自然そのものの本性である他者に対する不可侵の超越性が、封建的性質の人的結び付きには基づかずに付与される。そして、ある特定の地に出生した者は自然により、その地において神の権力を代行しつつ力をふるう正統な権威 (すなわち君主) に結びつけられている²⁷⁾。

2-3. 『セテナリオ』：七をめぐる書

以上のような状況と風潮の中でフェルナンド 3 世の遺志を継いだアルフォンソ 10 世は、即位直後の 1250 年代に相次いで法律書を編纂させた。この時期に編纂されたのは、地方の成文法を

24) *Ibid.*, p. 200.

25) Anónimo (1953), *Crónica del rey don Alfonso Décimo* en *Crónicas de los reyes de Castilla*, tomo I, BAE, tomo 66, Madrid, Atlas, p. 8.

26) Alvar, Carlos (2020), “«Puso en lengua romance todos los derechos»: Alfonso, legislador”, en Elvira Fidalgo (ed.), *Alfonso X el Sabio: cronista y protagonista de su tiempo*, San Millán de la Cogolla, Cilengua, pp. 47-49.

27) Ayala Martínez, Carlos de (2020), “El reinado de Alfonso X: tradición e innovación”, en Elvira Fidalgo (ed.), *Alfonso X el Sabio: cronista y protagonista de su tiempo*, San Millán de la Cogolla, Cilengua, pp. 28-29.

統一した『フエロ・レアル（欽定特別法）』（*Fuero Real*, 1252c.），いくつかの地域に限定された『法の鑑』，法の集大成『七部法典』，そしておそらく『セテナリオ』である。しかし，本稿冒頭で述べたように，アルフォンソ 10 世自身の語りが本文で長大に展開されていることに加え，父王を新しい型の君主の模範として礼賛しつつ自分がその後継者であることを示した『セテナリオ』は他の法律書とは趣を異にする。また，宗教関連事項で占められる第 12 条以降では，古代の偶像崇拜や異教が他の法律書とは異なる論理で言及されている。Martínez が総括するように，『セテナリオ』は「理知と自然，知恵と七学芸，歴史の構造的要素としての人類の諸時代，原始宗教の形態，異教と真の宗教，惑星と星々，黄道帯，使徒信経と秘蹟など，多方面にわたる百科全書のような作品で，すべてが七という数字の象徴性のもとで論じられている」²⁸⁾。

「セテナリオ（setenario <ラテン語 septenarius）」は「七から成る，七にまつわる」などを意味する語で，法律書の題名としては観念的である。『セテナリオ』では，あらゆる要素が七という数字を媒介として結びつけられ，七つの要素から成る一つの集合体として提示され，象徴的意味を与えられる。さらに，ある集合体は七という数字を根拠としつつ別の集合体と論理的に繋げられる。七を介して命題が遷移していく。このように連綿と繋がる複数の集合体は，より規模の大きい象徴の集合を形成する。これこそが『セテナリオ』という作品である。『セテナリオ』を構成するあらゆる要素とこれらの総体は七という数字を媒介として構造化され，構造全体が七の象徴性によって支えられている。これに対し，同じく七という数字を冠し七部から成る『七部法典』においては，七という数字は書物の構成・分類に用いられているにとどまり，その象徴的意味は希薄で全体には浸透していない。『セテナリオ』ではたしかに“ley”という法律用語が用いられているが，これは，『七部法典』などの他の法令集で使用されている，王国の現実を律するための法という意味ではなく，世界や宇宙全体を構成している法則という異次元の意味を持っている。そして，数字の七がこれらの法則を有機的に統合している。Lapesa が指摘するように，「『セテナリオ』では七への固着が書物の内部へ向かって浸透し，それが書物の文体的統一を担保している」²⁹⁾。七は『セテナリオ』の全体を律する構造体で，『セテナリオ』は七を常数としたアルフォンソ 10 世の個人的世界観の表象なのである。

3. 七を介した遷移

3-1. アルファとオメガ，および，フェルナンドとアルフォンソ

上で述べたような『セテナリオ』の仕組みを本章ではいくつかの条目を参照しつつ具体的に

28) Martínez, M. Salvador (2016), “Capítulo III. Las raíces culturales del humanismo alfonsí”, en *El humanismo medieval y Alfonso X el Sabio. Ensayo sobre los orígenes del humanismo vernáculo*, Madrid, Ediciones Polifemo, p. 130.

29) Lapesa (1980), p. 248.

見ていきたい³⁰⁾。

第1条「それぞれが神の七つの名前を示すアルファとオメガの七つの文字について (De las ssiete letras de Alpha et O que muestran cada una ssiete nonbres de Dios)」はヨハネの黙示録第1章8節における神のことは「わたしはアルファであり、オメガである」を踏まえている。ここでは、“Alf(ph)a et O”という七文字³¹⁾から一文字ずつが順に挙げられ、さらに下のようにその一文字で始まる七語が列挙されていく。

Fは第三の文字であり³²⁾、さらにラテン語による神の七つの名前を示す。それはこれらである。

FAC- TOR	FIR- MUS	FFE- CUNDUS	FFE- BIENDUS	FFA- LIS	FFA- UOS	FLA- ME
-------------	-------------	----------------	-----------------	-------------	-------------	------------

続いて、「これら七つの名詞が神の善性からくる善き御業を非常に正しく示す、というのは……」と、Fで始まる七名詞が説明される。これと同様の言述形式で、残る“A”，“E”，“T”，“O”に関する記述が続き、その後、数字の七、アルファとオメガを媒介として、主題はアルフォンソ10世その人に移る³³⁾。

余ドン・アルフォンソ、いとも高貴かつ幸運な王ドン・フェルナンドといとも高貴な女王ドニャ・ベアトリスの息子（中略）神はその恵みにより、スペインのことは余の名前が、神の御名に似て、“A”で始まって“O”で終わり、その名前に七文字があるようにとお望みになった。この七文字を通して神は聖霊の七つの恵みを余に送られた。それはこれらである。

SPÍRI- TU DE SSABER	SPÍRITU DE ENTEN- DIMIENTO	SPÍRITU DE CON- SEIO	SPÍRI-TU DE FFOR- TALEZA	SPÍRI- TU DE SESO	SPÍRI- TU DE PIEDAT	SPÍRITU DE TE- MOR DE DIOS
---------------------------	----------------------------------	----------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------------------

30) Alfonso X (1984), *Setenario*, p. 3.

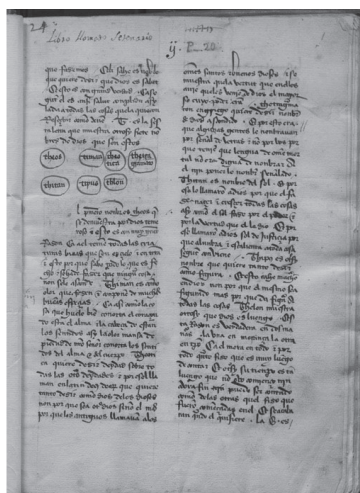
31) オメガを“o”一文字で記すのは中世の習慣的綴り方だった。ギリシア文字の“Ω”にあたる“o”を“Ω”として使用し、音韻のうえでは「オメガ」と読む一方、文字の数は一つとしていた (Cherchi, Paolo (1998), “«Alfa et o» en el *Setenario* de Alfonso el Sabio”, en *Revista de Filología Española*, vol. LXXVIII, n.º 3/4, pp. 373-377)。

32) T写本でもE写本でも、第一と第二の文字 (AとL) に関する部分が記されたはずの最初の葉が欠落している。

33) Alfonso X (1984), *Setenario*, p. 7.



T写本（トレド司教座聖堂図書館文書館）
MSS 43-20, fol. 1r.



E写本（エル・エスコリアル王立修道院図書館）MSS P-II-20, fol. 1r.

これら七つの“spiritu”（「聖霊」の「霊」）に続く要素で示されているのは、「知識」「理知」「知力」など優れた知性を表す語が大半であり、ここから下に引用するような『セテナリオ』編纂の必然性が導き出される³⁴⁾。

これらの霊の徳性により神は、余が父であり主であったドン・フェルナンド王の名により余が始めた本書を欲された。そして、スペインのことばによる（フェルナンド王の）名前には七つ文字がある。

地上における神の代理人（君主）たるフェルナンド3世とアルフォンソ10世は名前の文字数で神とつながり（しかもアルフォンソの場合は頭文字と語尾が「アルファとオメガ（始まりと終わり）」と同じ）、聖霊を通じて神から知性を与えられる。このようにして確立されたテーマは『セテナリオ』第11条における七学芸称揚へと繋がる。一方、地上の政を行う指針としての『七部法典』においては、象徴性が捨象され実践可能な指針を述べた次のような法文へと転化する³⁵⁾。

34) *Ibid.*, p. 8.

35) Alfonso X el Sabio (1555), *Las Siete Partidas*, t. I, glosadas por Gregorio López, Salamanca, Andrea de Portonaris, fol. 15r-v. なお『七部法典』においてアルフォンソという名前の七文字は各部序文の冒頭文字として配されており、この折句によってアルフォンソ10世の『七部法典』に対する権威が示される。ここにも『セテナリオ』と同様に七に象徴的機能が与えられている。

第2部 皇帝、王、その他の、正義と真実のうちに地上を保つべき支配者たちについて

第5条 王はその行動においてどのようにあらねばならないか

第16項 王は読み方、および、できうる限り他の知識をも習うのにどれほど熱心であらねばならないかについて

王は知識を学ぶのに熱心であるべきである。というのは、知識を通じて諸事を根本から理解し、諸事においてより良く行動する術を知るだろうからである。そしてまた、読み方を習うことによって、自らの秘密を守り支配する術をより良く知るだろうが、これは他の方法では上手く行うことができない。というのは、これらのことを知らなければ、これらのことを知る者に、やむなく己を委ねることになるだろうからだ。

3-2. 宇宙、異教、^{マクロコスモス ミクロコスモス}大宇宙と小宇宙

前節で見たように、アルフォンソ 10 世にとって知恵は神の属性であると同時に、知恵こそが君主と神をつないでいる。第 11 条では、七学芸について次のように述べられる³⁶⁾。

賢人たちの述べたところでは、知恵こそが人間を、人間が成してそして終えたい万物の完成に近づけるのである。そのため賢人たちは七つの学芸を整えた。これらは学芸 (arte) と呼ばれ、天上のものであれ地上のものであれ、諸事を確実に知り、その知識で適切な行動を取る目的で発見された、精緻で高貴な技法である。

これに続けて七学芸の各々を実践する方法が七つずつ示されていく。学芸の最後に挙げられるのは形而上学で、次には神と学芸の関係が語られる³⁷⁾。

形而上学はこれら七学芸のうちの七番目のもので、それらすべての中でもっとも高貴で精緻なものである。というのは、形而上学によって、霊的なものであれ現世的なものであれ、万物がその性質によって知られるからである。

学芸と呼ばれるこれら七つの知によって人間は神を知り、神が造られた万物を知り、何が神のうちにあり、どのように作用するかを知った。そして、人間は学芸によって惑星と呼ばれる七つの星があるところの七天と、七つの惑星の各々の名前を知ったのである。そして、これらから、週の日の数を採り、惑星の名前に従って週の各日の名前をつけた。(後略)

36) Alfonso X (1984), *Setenario*, p. 29.

37) *Ibid.*, pp. 38-40.

そしてこれと同じ事を七つの金属に対しても行った。(後略)

このように、神のうちにある学芸を介して人間は星々や金属といった自然を知る。数字の七を継ぎ手として、形而上学を頂点とする知と自然が同じ有機的構成の中へ編み込まれ、大宇宙マクロコスモスと小宇宙ミクロコスモスは対応する。

七つの惑星は、すなわち古代の異教の神々である。異教的事項に関する言及は『七部法典』では、占い師・魔術師などについて(第七部第二十三条)、異端について(同第二十六条)などわずかであるのに対し、『セテナリオ』では第19条から第34条までが、元素(地、水、空気、火)や惑星(月、水星、金星、太陽、火星、木星、土星)をめぐる論考にあてられている。さらにこれらの直前と直後の第18条では唯一神信仰が説かれ、第35条では「以上で述べた異教では我らが主なる神を知ることは不可能であるが、イエス・キリストの真実の生きる法によっては可能であることについて」と述べられている。この構成から、異教的要素について述べた第19条から第34条までは、弁証的にキリスト教を称揚する役割を担っていることがわかる。

さらに第43条から第58条では、「月を崇拝した人びとが如何にして聖母マリアを崇拝しようとしたかについて」(第48条)、「12の星座と12使徒の比較について」(第58条)といった異教崇拝とキリスト教信仰の類推が展開される。Lapesaが指摘するように、ここにアルフォンソ10世の世界認識の方法が現れている。つまり、異教とキリスト教の一連の比較は宇宙のあらゆる事物に象徴性を与えてそこに創造者の影を見出す行為で、これが『セテナリオ』の中軸となる発想である。そしてその意図は、キリスト教的概念を崇拝という精神の普遍的行為に組み入れることによってキリスト教に普遍性を与え、さらにより純粋な高次の概念にまで称揚することにある。宇宙にこのような意味づけを与えることがアルフォンソ10世の行為全体を司っている³⁸⁾。『セテナリオ』は、アルフォンソ10世が全宇宙の構造を明示しようとした思弁的営みである。アルフォンソ10世は、古代信仰に独自の要素との比較を通して、一貫性があり刷新的で完全に構造化された体系の上に自らが論拠とする観念を集め、哲学的思想の基盤を据えるのである³⁹⁾。

七が媒体となって異教の神々、惑星や星々が解釈されてキリスト教に包摂される。異教のシンボルや神々がキリスト教的主題へ遷移する。これがもっとも顕著に行われているのは古代神話の最高神たるユピテルの解釈である。

第31条：ユピテルとその属性に与えられていた公明正大について

38) Lapesa, Rafael (1980), *Ibid.*, p. 248 y pp. 253-255.

39) Puigdengolas, Johan (2024), "El *Setenario*: aportaciones intelectuales del último texto jurídico alfonsí", en *Alfonso X: el universo político y cultural de un reinado*, coordinado por María José Lop Otín et alii, Cuenca, Ediciones de la Universidad de Castilla-La Mancha, p. 217.

ユピテルとは公明正大という意味である。というのは、ユピテルが成すすべての事どもは善で誠実で正しいからである。(略)その属性は平和、正義、高貴さとあらゆる善性を愛し、知り、手にすることであった。(後略)⁴⁰⁾

第 53 条：古代の人びとがユピテルに与えていた公明正大さを、イエス・キリストに、彼は理解はされていたとはいえ、どのようにして与えられるべきだったか

古代の人びとはユピテルに公明正大と正しさと真実を与え、ユピテルはその性質において七つの形で存在した。そしてこれは我らが主イエス・キリストと同様であった。(略)ユピテルに、その行動と諸事において与えられていた公明正大、これはイエス・キリストの中において完全に存在するものであった。(略)異教徒たちがユピテルを、人びとが正しさを知って不正を行わぬよう彼らの意志を正す公正な審判者だと見なしたことは、イエス・キリストによっても理解される。法を裁くための高貴な裁判官は二つの血筋で存在した。一人は、父なる神から発する天上の完全で完成した裁判官、生者と死者を裁く者である。もう一人は、常に真実を裁き、それを世界に示していた王や預言者の血筋から生まれる地上の裁判官である。ユピテルは実にイエス・キリストなのである。上で述べた七つの事どもを完全にその身内に有していたからだ。(後略)⁴¹⁾

古代神話、黄道帯十二宮、そしてキリスト教の間に類推と相関関係が創出される。ただし、アルフォンソ 10 世が古代の神々の系譜を確立させるのは、彼らが真実の神とその属性の予表に他ならないからだ⁴²⁾。そのようにして描出されるのは「唯一神を中心とした宇宙像で、そこでは空間に住まっていたり時間の中で生起したりした万物が、残響の合唱および最高の真実の徴の総体として現れている」のである⁴³⁾。

4. 結論

以上述べてきたように、『セテナリオ』はアルフォンソ 10 世のイデオロギーないしは世界観を七を媒介として展開した書で、同王が編纂させた歴史・法律・天文学など諸ジャンルにわたる数多くの文献の結節点である。また、Lapesa が指摘するように『セテナリオ』で展開されている、構造主義的意味論にも匹敵するような語の起源と意味に関する解釈は、中世思想にお

40) Alfonso X (1984), *Setenario*, p. 62.

41) *Ibid.*, pp. 87-88.

42) Martínez (2016), pp. 133-34.

43) Lapesa (1980), p. 261.

ける意味論・解釈論の視点からも論じることが可能な興味深い議論である⁴⁴⁾。

『セテナリオ』は、中世におけるもっとも特徴的で重要なパラダイムの一つを具現化したものでもある。つまり、「中世の人々の心の中に、抽象的観念と具象的实在がさしたる間隙もないように思えるほど密接に絡み合い、相互に依存し合って織りなす一種の織物のような精神構造が存在した」⁴⁵⁾ ことの明確な一例である。

それと同時に、『セテナリオ』を支えているのは普遍化の強烈的な意志である。フェルナンド3世によってカステーリャはイスラーム侵入以前の地理的条件の回復まであと一步のところまで迫り、西ゴート王の血統も再統合された。この古くて新しい現実を前にしたアルフォンソ10世は、キリスト教を頂点とする世界における地上の統治者として自らを定義づける。そして、実際の政策においては、神聖ローマ皇帝即位やアフリカ遠征という積極的外交政策を展開した。アルフォンソ10世は、父フェルナンドが自粛した皇帝位の獲得に野心を燃やし、その位にふさわしい拡張政策を試みて自分の為政と領土の普遍化を志向したのだ。

引用・参考文献

アルフォンソ10世の名を冠した作品および同時代の作品

- Alfonso X el Sabio (1555), *Las Siete Partidas*, glosadas por Gregorio López, Salamanca, Andrea de Portonaris.
—— (1984), *Setenario*, edición e introducción de Kenneth H. Vanderford y estudio preliminar de Rafael Lapesa, Barcelona, Crítica (reproducción de la edición de 1945, Buenos Aires, Instituto de Filología).
—— (1990), *Espéculo*, edición de Robert A. MacDonald, Madison, The Hispanic Society of Medieval Studies.
—— (2001), *General Estoria. Primera Parte (tomos I y II)*, edición de Pedro Sánchez-Prieto Borja, Madrid, Fundación José Antonio de Castro.
Anónimo (1953), *Crónica del rey don Alfonso Décimo* en *Crónicas de los reyes de Castilla*, tomo I, BAE, tomo 66, Madrid, Atlas.

研究

- Alvar, Carlos (2020), “«Puso en lengua romance todos los derechos»: Alfonso, legislador”, en Elvira Fidalgo (ed.), *Alfonso X el Sabio: cronista y protagonista de su tiempo*, San Millán de la Cogolla, Cilengua, pp. 45–63.
Alvar, Carlos et alii (2002), “1. Alfonso X”, en *Diccionario filológico de literatura medieval española. Textos y transmisión*, dirigido por Carlos Alvar y José Manuel Lucía Megías, Madrid, Castalia, pp. 1–86.
Amador de los Ríos, José (1863), *Historia crítica de la literatura española, tomo III*, Madrid, Imprenta de José Rodríguez.
Ayala Martínez, Carlos de (2020), “El reinado de Alfonso X: tradición e innovación”, en Elvira Fidalgo (ed.), *Alfonso X el Sabio: cronista y protagonista de su tiempo*, San Millán de la Cogolla, Cilengua, pp. 25–43.

44) *Ibid.*, pp. 257–260.

45) ホッパー (2015年), 前掲書, 7頁。

- Cherchi, Paolo (1998), “«Alfa et o» en el *Setenario* de Alfonso el Sabio”, en *Revista de Filología Española*, vol. LXXVIII, n.º 3/4, pp. 373–377.
- Craddock, Jerry R. (1986), “El *Setenario*: Última e inconclusa refundición alfonsina de la primera Partida”, en *Anuario de Historia del Derecho Español*, No. 56, pp. 441–466.
- (1990), “12. The Legislative Works of Alfonso el Sabio”, in *Emperor of Culture. Alfonso X the Learned of Castile and His Thirteenth-Century Renaissance*, edited by Robert I. Burns, S.J. Philadelphia, University of Pennsylvania Press, pp. 182–197.
- García Solalinde, Antonio (1924), “Un código misceláneo con obras de Alfonso X y otros escritos”, en *Revista de Filología Española*, t. XI, pp. 178–183.
- Gómez Redondo, Fernando et al. (1993), “Alfonso X”, en Gullón, Ricardo (dir.), *Diccionario de literatura española e hispanoamericana. A-M*, Madrid, Alianza, pp. 41–44.
- (1998), *Historia de la prosa medieval castellana, 1. La creación del discurso prosístico: el entramado cortesano*, Madrid, Cátedra.
- (2002), “Alfonso X” en Alvar, Carlos y Lucía Megías, José Manuel (dirs.), *Diccionario filológico de literatura medieval española. Textos y transmisión*, Madrid, Castalia, pp. 1–86.
- Lapesa, Rafael (1980), “Símbolos y palabras en el *Setenario* de Alfonso X”, en *Nueva Revista de Filología Hispánica*, pp. 247–261.
- López Rodríguez, Concepción y Redondo Reyes, Pedro (2009), “Tradición clásica y voluntad política en el *Setenario* de Alfonso X el Sabio”, en *Humanistas*, 61, pp. 143–163.
- Maravall, José Antonio (2001), *Estudios de historia del pensamiento español. Serie Primera: Edad Media*, Madrid, Ediciones Cultura Hispánica (reimpresión de la 4a. edición).
- Martin, Georges (2006), “De nuevo sobre la fecha del *Setenario*”, en *e-Spania*, No. 2, <https://journals.openedition.org/e-spania/381> (2024 年 9 月 10 日閲覧).
- Martínez, M. Salvador (2016), “Capítulo III. Las raíces culturales del humanismo alfonsí”, en *El humanismo medieval y Alfonso X el Sabio. Ensayo sobre los orígenes del humanismo vernáculo*, Madrid, Ediciones Polifemo, pp. 121–155.
- Nogales Rincón, David (2006), “Los espejos de príncipes en Castilla (siglos XIII-XV): un modelo iterario de la realeza bajomedieval”, en *Medievalismo: revista de la Sociedad Española de Estudios Medievales*, No. 16, pp. 9–40.
- Perona, José (1988), “Espesores simbólicos de la glosa del mundo: el *Setenario* alfonsí, una aritmología sagrada”, en *Glossae. European Journal of Legal History*, No. 1, pp. 35–96.
- Puigdemolas, Johan (2024), “El *Setenario*: aportaciones intelectuales del último texto jurídico alfonsí”, en *Alfonso X: el universo político y cultural de un reinado*, coordinado por María José Lop Otín et alii, Cuenca, Ediciones de la Universidad de Castilla-La Mancha, pp. 215–224.
- Rodríguez, Miguel Manuel (1800), *Memorias para la vida del santo rey D. Fernando III*, Madrid, Viuda de Don Joaquín Ibarra.
- Rodríguez de Castro, José (1786), *Biblioteca española, tomo segundo*, Madrid, Imprenta Real de la Gazeta.
- Rodríguez de la Pena, Manuel Alejandro (2005), “Los espejos de príncipes y la transmisión del saber en el occidente medieval”, en *Cuadernos de Pensamiento*, 17, Madrid, Fundación Universitaria Española, pp. 127–167.
- Sánchez-Prieto Borja, Pedro (2001), “Introducción” a la *General Estoria, tomo I*, edición de Pedro Sánchez-

- Prieto Borja, Madrid, Fundación José Antonio de Castro.
- Terreros y Pando, Esteban (1775), *Espectáculo de la naturaleza, t. XIII*, de Noël-Antoine Pluche, Madrid, Gabriel Ramírez.
- Vanderford, Kenneth H. (1945), “Introducción” al *Setenario* de Alfonso el Sabio, Buenos Aires, Instituto de Filología, pp. XI-LXXX (reproducción de (1984), Barcelona, Crítica).
- ホッパー, ヴィンセント F. 著, 大木富訳 (2015 年), 『中世における数のシンボリズム 古代バビロニアからダンテの《神曲》まで』 彩流社.